

公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記の通り随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第2項の規定により公告する。

令和3年3月25日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1. 契約の内容

(1) 事業年度

令和3年度

(2) 事業の名称

令和3年度日高総合庁舎清掃業務委託

(3) 業務内容

日高総合庁舎清掃業務委託仕様書のとおり

(4) 業務の履行場所

日高総合庁舎（和歌山県御坊市湯川町財部651）

(5) 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2. 契約の相手方の名称及び所在地

日高郡美浜町和田1138

社会福祉法人太陽福社会

理事長 皆川敏治

3. 契約金額

¥2,376,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 契約年月日

令和3年4月1日

5. 契約の相手方とした理由

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害者福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う事業所・施設等で、日高振興局管内にある事業所・施設等のうち、令和3年3月2日公告に対し当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を徴したところ、見積書の提出者が1者であったため、不調とし、再度令和3年3月16日公告により当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を徴したところ、1者から見積書の提出があり、見積書の記載金額が予定価格の範囲内であつ、県税、国税を滞納している者でなかったため落札決定し、契約の相手方とした。（和歌山県財務規則の運用について第109条第1項第8号の規定による）